

令和4年第4回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和4年4月28日 開会

令和4年4月28日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和4年第4回新十津川町議会臨時会

令和4年4月28日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 発議第2号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第28号 新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第6 議案第29号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和4年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、10番、安中経人君。
2番、村井利行君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第3、議案第27号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程いただきました議案第27号、専決処分の承認を求めることについて。
地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
提案理由でございます。
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。
3ページをお開き願います。
専決第1号。専決処分書。

新十津川町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和4年3月31日であります。

理由につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、新十津川町税条例の一部を緊急に改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） 改めまして、おはようございます。ただいま上程いただきました議案第27号、専決処分の承認を求めることについて。

令和4年3月31日に専決処分いたしました専決第1号、新十津川町税条例等の一部を改正する条例についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことにより、新十津川町税条例の一部を改正したものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

はじめに、1ページの第34条の7につきましては、寄附金税額控除についての定めでありまして、引用条項の整理でございます。

第48条は、法人の町民税の申告納付について定められ、第9項及び2ページの第15項につきましても、引用条項の整理でございます。

第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料、第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について定められるもので、地方税法第382条の2及び3のただし書にあります、当該証明に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他当該証明書を交付することが適当でないとして認められる場合の措置を講じたものを閲覧に供することが出来ることとする改正でございます。

3ページをご覧ください。

附則の第10条の2第2項は、地方税法の改正に合わせての割合の改正でありまして、第3項から4ページ第17項につきましては、引用条項の項ずれの修正でございます。

第18項につきましては、新たな規定でありまして、貯留機能保全区域の指定を受けた土地、いわゆる遊水地的な機能をもつ土地に係る特例の割合を定めたものであり、第19項及び第20項は繰り下がりによる修正でございます。

第10条の3第9項及び第11項は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充でありまして、法律の改正に合わせて熱損失防止改修工事等に文言修正し、対象資産の改修期限を令和4年3月31日までだったものを令和6年3月31日まで延長するものでございます。

6ページをご覧ください。

第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産

税の特例でありまして、令和4年度に限り商業地に係る課税標準額の上昇幅を2.5パーセントに軽減する改正でございます。

議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

上段の第1条で、施行日を令和4年4月1日と定めてございます。

また、第2条第1項及び第2項は、それぞれ改正条例の適用における経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、専決第1号、新十津川町税条例等の一部改正についてのご説明とさせていただきます。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第27号について提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、専決処分承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、発議第2号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、西内陽美君。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） 議長からご指示をいただきましたので、発議第2号についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出するものでございます。

提出者及び賛成者は、記載のとおりでございます。

発議第2号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

令和3年8月の人事院勧告に鑑み、町議会議員の期末手当に関し所要の改定を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

続いて、内容を説明いたします。

議案と共に新旧対照表がお手元に配付されておりますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思っております。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の215」に改めるものでございます。

附則です。

第1項、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項、令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に217.5分の5を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は、支給しない。とするものでございます。

本来なら昨年12月に行われる予定だった令和3年の人事院勧告を受けた期末手当の引き下げ相当額0.05月分を、本年6月の期末手当で調整するというものです。

以上で、発議第2号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由並びに内容の説明を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第28号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第28号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

次ページ8ページ、下段に提案理由が書いてありますのでご覧いただきたいと思います。提案理由でございます。

令和3年8月の人事院勧告に鑑み、町長、副町長及び教育長並びに職員の期末手当に関し所要の改定を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） 改めまして、おはようございます。ただ今上程いただきました議案第28号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、提案理由にもありましたように、令和3年8月の人事院勧告に準拠し、期末手当の支給割合に所要の改正を行いたいとするものですが、昨年は衆議院の解散、総選挙の影響で、臨時国会の召集が12月に入ってからとなり、冬のボーナス支給基準日であります12月1日までに国家公務員給与法の改正がなされず、本年4月6日の法案成立となったことから、本臨時会での改正となったものでございます。

はじめに、令和3年人事院勧告における勧告の概要でございますが、一つ目が、民間ボーナスの支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.15か月分引き下げ、現行4.45か月の期末勤勉手当を4.3か月とすること。

2つ目が、月例給について民間給与との格差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこと、この2点となっております。

それでは、改正内容の説明を申し上げます。

本条例は、関係する3本の条例を一括して改正する条例でございますので、お手元に配付しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願いいたします。

はじめに、新旧対照表7ページをご覧ください。

新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係は、第13条、期末手当の改

正となります。

第2項は、一般職常勤職員の期末手当の支給割合を現行の「100分の127.5」から「100分の120」に引き下げるもので、令和3年の勧告により減額となる100分の15を6月及び12月の支給分からそれぞれ100分の7.5引き下げる改正となります。

第3項は、再任用職員に係る規定で、支給割合を現行の「100分の72.5」から「100分の67.5」に引き下げるものです。

次に、一部改正条例、第2条関係は、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当の改正となります。

第2項ですが、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、常勤職員と同様に100分の15引き下げることとし、6月分及び12月分共に100分の7.5引き下げ、現行の「100分の220」から「100分の212.5」とする改正となります。

次に、一番下段から次の8ページ、一部改正条例、第3条関係。

新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、令和4年度における期末手当に関する特例措置として、附則に第3項を新たに加える改正となります。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、常勤職員の給与条例を準用しており、人事院勧告等で支給割合の改定があった場合、その翌年度から適応することとしておりますが、本年4月1日現在において、昨年度の人事院勧告を反映した改正がなされておりましたので、本改正条例の施行日における支給割合を適用するという特例を定めるものでございます。

次に、議案をご覧くださいまして、附則でございます。

第1項は、施行期日で、公布の日から施行したいとするものです。

第2項は、令和4年6月に支給する一般職常勤職員の期末手当に関する特例措置で、昨年12月の期末手当において調整することのできなかった令和3年度分の期末手当減額分を、令和4年6月の期末手当から減じるという規定で、令和3年12月に支給された期末手当の額に、第1号、再任用以外の職員においては、127.5分の15を乗じた額を、第2号、再任用職員については、72.5分の10を乗じた額を減じるという内容となります。

第3項は、令和4年6月に支給する町長等の期末手当に関する特例措置で、一般職の職員と同様の取扱いとして、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じた額を減じるという内容となります。

第4項は、規則への委任規定となります。

最後に、本年6月の期末手当において調整する昨年12月分の期末手当減額分でございますが、理事者、一般職職員分合わせまして、金額にいたしまして493万円で、一人当たり平均では約5万4千円が減額となる見込みとなっております。

なお、この度の改正につきましては、昨年12月に職員労働組合との交渉を終え、同意を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第28号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第29号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第29号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第1号。

令和4年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,597万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億245万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第29号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第1号につきまして、内容を説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額556万5千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。計5億5,953万円。

19款、繰入金。補正額1,040万5千円。これは、財政調整基金からの繰入金でございます。計8億6,516万1千円。

歳入合計、補正額1,597万円、計73億245万7千円。

歳出でございます。

7款、商工費。補正額1,597万円、計7億2,546万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金556万5千円、一般財源1,040万5千円。

歳出合計、補正額1,597万円、計73億245万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金556万5千円、一般財源1,040万5千円。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。22ページ、23ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額1,597万円、計1億4,846万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金556万5千円、一般財源1,040万5千円。内容を申し上げます。事業番号8番、緊急経済対策事業1,597万円。これは、新型コロナウイルス感染拡大による影響を直接的に受け、今後の事業継続に不安を抱えている宿泊事業者が、事業の維持、継続ができるよう、商工会が行う宿泊事業者への支援事業に対し補助金を交付するものでございます。

その内容につきましては、令和3年度の宿泊者数が感染拡大前と比べ大きく減少し、多大な影響のあった町内の宿泊事業者に対し助成を行うもので、宿泊代から流動経費を差し引いたものに、平成30年度と令和元年度の平均宿泊者数と令和3年度の宿泊者数を比較した減少人数などを乗じて得た額から、新十津川割による助成金を減じたものを交付するという内容でございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第29号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 宿泊業者への支援ということで、この対策事業が行われるということなんですが、宿泊業者の名前というか、どの宿泊業者に幾らの補助をされるのか、内訳についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、3番議員の質疑にお答えさせていただきます。

町内の3施設とは、グリーンパーク新十津川、サンヒルズ・サライ、ピンネ荘の3軒でございます。個別の支援金額につきましては、少し差し控えさせていただきますけれども、今回の補正額1,597万円を3軒に対して支出するものでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） 3番議員よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了をいたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和4年第4回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時34分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員